筑北村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱

平成２０年３月５日
告示第１５号

改正　平成２０年１０月３日　告示第６０号　　平成２７年３月３１日　告示第５２号
　　平成２９年３月３１日　告示第１６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いむらづくりの推進を図るため、村内の住宅等の耐震補強工事を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成１７年筑北村規則第３６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　既存木造住宅　次に揚げる要件全てに該当するもの

ア　昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅

イ　木造在来工法の住宅

ウ　長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

（２）　耐震診断　精密耐震診断の総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅の所有者の希望によって、筑北村が長野県木造住宅耐震診断士を派遣し、診断を行う事業をいう。

（３）　評価委員会　県が既存木造住宅」において行う耐震補強工事の性能を評価するために設置した委員会をいう。

（補助の対象及び補助金の金額）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存木造住宅に対し、村が実施した診断士による精密耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満で、耐震補強工事を行うことにより、」総合評点が 0.7（ただし、第 3 項第 2 号の規定を受けようとする場合は 1.0 とする。）以上かつ工事前の総合評点を上回る工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と評価委員会において認められた工事を含む。）とする。

２　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震補強工事費、設計費及び補強計画に要する費用とする。

３　補助対象事業に対する助成額は、次に揚げる額の合計額とする。

（１）　補助金対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 115 万円を超える場合は 115 万円を限度とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（２）　租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額

の特別控除の額

４　補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第２号の額を差し引いて、同項第１の額を交付するものとする。

（交付の申請及び決定）

第４条　補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請書」という。）は、木造住宅耐震補強補助事業補助金交付申請書（様式第１号）に別に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強補助事業補助金交付決定通知書（様式第２号）に」より申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第５条　申請者は、次に揚げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認申請書（様式第３号）に別に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

（１）　施工箇所及び施工方法の変更

（２）　補助金額の変更

２　村長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第６条　申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震補強補助事業計画廃止（中止）届（様式第７号）を村長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第７条　申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強補助事業完了実績報告書（様式第８号）に別に定める関係書類を添付して、村長に提出しなければならない。

２　前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　村長は、前条第２項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強補助事業補助金確定通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書（様式第10号）を村長に提出しなければならない。

（申請書等の書式）

第１０条　この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の整理等）

第１１条　申請者は、補助金の収支に関する眺望を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施工する。

附　則（平成 20 年 10 月 3 日　告示第 60 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施工する。

附　則（平成 27 年 3 月 31 日　告示第 52 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施工する。

附　則（平成 29 年 3 月 31 日　告示第 16 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施工する。

附　則（令和 7 年 3 月 31 日　告示第　　号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施工する。